

対象者別にみた公共職業訓練政策の体系（2019年7月現在）と2018年度の実績値													2018年度実績	
		個別政策の内容			学卒者、若年未就業者	離職者		在職者						
						雇用保険受給者	受給者以外	正規雇用	非正規（有期契約・派遣・パート）	正規雇用	障害者	正規雇用	非正規	
公共職業訓練事業 個人への訓練機会の提供	直接的な支援等	学卒者訓練（施設内訓練） ^{注2} * 有料（受講者負担）	普通職業訓練 普通課程	主にものづくり関連の訓練 中卒者・高卒者を対象とし、基礎技能・知識習得を目的とする。訓練期間は中卒2年間、高卒1年間。	○	×	×	×	×	×	×	×	×	16,934 ^{注3}
			高度職業訓練 専門課程	主にものづくり関連の訓練 高卒者を対象とし、高度な技能・知識習得を目的とする。訓練期間は2年間。	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
			高度職業訓練 応用課程	主にものづくり関連の訓練 上記専門課程修了者を対象とし、高度で専門的かつ応用的な技能・知識習得を目的とする。訓練期間は2年間。	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
公共職業訓練事業 個人への訓練機会の提供	直接的な支援等	離職者訓練（施設内訓練） ^{注4} * 無料（テキスト代等除き、国・都道府県が負担）	普通職業訓練 短期課程 ^{注4}	ものづくりに関する基礎的な資格の取得を目的とした、雇用情勢や地域の求人ニーズに合わせた柔軟で様々な訓練コースを実施。	×	○	△ ^{注5}	×	×	×	×	×	×	33,230 ^{注3}
			離職者訓練（委託訓練）* 無料（テキスト代等除き、国が負担）	高額な訓練設備を要しない訓練を実施。訓練期間は概ね3ヶ月～2年間。	×	○	△ ^{注5}	×	×	×	×	×	×	73,146
		雇用保険受給者でない者	求職者支援訓練（認定訓練） * 無料（テキスト代等除き国が負担）	基礎コース 多くの職種に共通する職務遂行に必要な基礎的能力を習得するためのコース。 訓練期間は2ヶ月から4ヶ月、1ヶ月につき100時間以上。2019年1月時点では、15,458コースを展開。	○	△ ^{注5}	○	×	×	×	×	×	×	23,384
			実践コース	特定の職種の職務遂行に必要な実践的能力を習得するための訓練コース。 訓練期間は3ヶ月から6ヶ月、1ヶ月につき100時間以上。2019年1月時点では、34,373コースを展開。	○	△ ^{注5}	○	×	×	×	×	×	×	
公共職業訓練事業 個人への訓練機会の提供	直接的な支援等	在職者訓練（施設内訓練） * 有料（事業主が負担）	普通職業訓練 短期課程 ^{注4}	以下の2つのコースをはじめとして、主にものづくり分野における最新の技能・技術の習得や資格取得によるスキルアップなど、地域の産業ニーズに合わせた柔軟で多様な訓練コースを実施。 ●技能士コース（技能検定の合格を目指す訓練） 一級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、100～150時間 二級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、100～150時間 単一等級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、120～150時間 その他特定の検定：2ヶ月以上6ヶ月以下、240～700時間 その他の検定：原則6ヶ月以下、12時間以上	●管理監督者コース 6ヶ月以下、10～40時間	×	×	×	○	○	○	×	×	121,406 ^{注3}
			高度職業訓練 専門短期課程	在職者等を対象に高度な技能・知識を訓練する短期訓練。6ヶ月以下12時間以上	×	×	×	○	○	○	○	×	×	
			高度職業訓練 応用短期課程	在職者などを対象に高度で専門的、応用的な技能・知識を有する労働者に養成するための短期訓練。 1年以下60時間以上	×	×	×	○	○	○	○	×	×	
公共職業訓練事業 個人への訓練機会の提供	直接的な支援等	生産性向上支援訓練 * 有料（事業主が負担）	全国の職業能力開発促進センターに設置された生産性向上人材育成支援センターが、社員訓練を希望する企業の個別の課題にあわせて、カリキュラムを作成。訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	33,294
		IT理解・活用力習得訓練 * 有料（事業主が負担）	平成30年度から3年分の計画で実施している訓練コース。主に中小企業や製造現場等で働く人を対象に、ITに関する包括的な理解と活用促進を目的として実施している。訓練期間は0.5日～3日であり、生産性向上人材育成支援センターが窓口となり、民間教育訓練期間に委託して行う。	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	4,376
		障害者訓練（施設内訓練） * 無料（国が負担）	普通職業訓練 普通課程	CADやプログラム設計などのものづくり関連の訓練等を実施。訓練期間は主に1年間又は2年間。	△ 障害者	×	×	×	○	○	○	×	×	2,187
			普通職業訓練 短期課程	知的障害、発達障害、精神障害のある方を中心に、サービス分野や事務分野での比較的簡単な業務などを通じた職域開発等を目的に、障害特性等に応じた柔軟な訓練を実施。訓練期間は主に6ヶ月又は1年間。なお、在職者の場合は短期課程（数日間程度）で実施。		×	×	×	○	○	○	○	○	
			障害者訓練（委託訓練） * 無料（国が負担）	企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、パソコンスキル等の知識・技能を習得する訓練、企業等の現場を活用した実践的能力を習得する訓練等を実施。訓練期間は主に3ヶ月以内。		×	×	×	○	○	○	○	○	3,489
職業訓練指導員の確保・養成	指導員になりたい人	指導員養成訓練（施設内訓練） * 公共職業訓練実施機関に所属・採用された者：無料 * それ以外：有料	長期養成課程	職業訓練指導員候補者として職業訓練実施機関に採用された者を対象として、専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法並びに技能及び技術を培う。訓練時間：3,600時間、訓練期間：2年間	△ 職業訓練指導員免許取得希望者 及び指導員経験者等	×	×	×	○	○	○	○	○	72
			短期養成課程（指導力習得コース）	特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培う。訓練時間：144時間、訓練期間：1年間		×	×	×	○	○	○	○	○	—
			短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コース）	職業訓練指導員試験を受けることができる者等に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培う。 訓練時間：140時間以上、訓練期間：1ヶ月以上1年未満		×	×	×	○	○	○	○	○	41
	指導員向上の技	職種転換課程	職業訓練指導員免許を既に有している者等に対して他の免許を追加で取得させ、当該追加免許職種に関する普通職業訓練を担当するために必要な技能及び技術を培う。 (第一類)訓練時間：1,800時間以上、訓練期間：1年 (第二類)訓練時間：900時間以上、訓練期間：6ヶ月	×	×	×	○	○	○	○	○	5	5,375	
		指導員技能向上訓練（施設内・施設外訓練） * 有料（事業主又は受講者負担）	研修課程	職業訓練実施機関等において訓練指導を担っている職業訓練指導員を対象として、最新の技術革新・動向等を踏まえた技能・専門的知識のブラッシュアップや訓練運営上における直近の個別的な課題の解決に向けた手法等の習得・共有化を目的とする。訓練時間：12時間以上、訓練期間：2日以上	×	×	×	○	○	○	○	○	92,571	
個人への経済的支持	在職者後ま1たは以内原則どして	一般教育訓練	厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を、労働者が費用負担して受ける場合、訓練費用の20%（年間上限10万円）を支給する。 * 雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること（初回の場合は1年以上） 指定講座は、「輸送・機械運転関係」、「医療・社会福祉・保健衛生関係」、「専門的サービス関係」、「情報関係」、「事務関係」、「営業・販売・サービス関係」、「技術・農業関係」、「製造関係」、「その他」など。平成31年4月時点の指定講座数は11,701講座。	×	△	△	△	△	△	△	△	△	92,571	
		専門実践教育訓練	厚生労働大臣が指定する専門的・実践的な教育訓練を、労働者が費用負担して受ける場合に、訓練費用の50%（年間上限40万円）、訓練修了後1年内に、資格取得等し、就職等した場合には、訓練費等の20%（年間上限16万円）を支給する。 * 雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること（初回の場合は2年以上） ①「業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程」、②「専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム」、③「専門職学位課程」、④「大学等の職業実践力育成プログラム」、⑤「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得目標とした課程」、⑥「第四次産業革命スキル習得講座」、⑦「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程」の7分野。平成31年4月時点の指定講座数は2,407講座。 なお、専門実践教育訓練の受給者のうち、45歳未満の離職者で、初めて同制度を利用する者等一定の要件を満たす場合には、教育訓練支援給付金として基本手当日額の80%を支給する。	×	△	△	△	△	△	△	△	△	19,465	

注1:対象者欄の「○」は、当該個別政策の対象者を意味する。「△」は当該個別政策の対象者に対して、特定の要件を課すものである。

注2:施設内訓練とは国や都道府県が運営する公共職業訓練機関で提供される職業訓練である。委託訓練とは国や都道府県からの委託によって、民間教育訓練機関等が提供する職業訓練である。認定訓練とは独立して運営する訓練機関の受講者数も含む数値である。

注3:施設内訓練による学卒者訓練、離職者訓練、在職者訓練の2018年度実績は、高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定を受けた教育訓練機関が実施する職業訓練である。

注4:離職者訓練（施設内訓練）と在職者訓練（施設内訓練）の普通職業訓練短期課程は、法令上は同じ根拠規定に基づいているが、実務上は異なる職業能力開発促進法施行規則に基づいており、離職者訓練は別表第4をはじめとした様々なコースを地域ニーズに応じて提供するが、在職者訓練は別表第3、第5に基づいて管理監督者コース、技能士コースを設定している。

注5:原則として離職者訓練は雇用保険受給者を、求職者支援訓練は雇用保険受給者以外を対象とした制度であるが、本人が希望し必要な手続きを踏めば、雇用保険受給者が求職者支援訓練を受けることも、受給者以外が離職者訓練を受けることも可能である。

出所:公共職業訓練政策の体系化と個別政策の内容と対象者の整理については、JILPT資料シリーズNo.220(2019)「OECD Databaseによる公共職業訓練政策の国際比較-公共職業訓練費に注目して-」(執筆:関家ちさと)pp.39-81を基に閲覧を行い、厚生労働省の担当者による加筆・修正を加えた。ただし、「IT理解・活用力習得訓練」については、厚生労働省第19回中央訓練協議会(平成30年度ハローワークセミナー「公的職業訓練」)に係る予算案について)を基に作成した。

出所:「2018年度実績」については、厚生労働省人材開発担当参事官室の担当者が記入した。

		個別政策の内容	学卒者若年未就業者	離職者		在職者			2018年度実績		
				雇用保険受給者	受給者以外	正規雇用		非正規(有期契約・派遣・パート)	障害者		
						若年	中高年				
職業能力評価・技能振興事業	個人の職業能力評価のためのインフラ整備	職業能力評価基準	公的な職業能力の評価基準であり、2019年4月時点で業種横断的な事務系職種(9職種)に加え、計56業種について策定している。民間企業は、自社の人事評価や人材育成計画を立てるために活用することができ、業界団体においては業界共通の検定試験等の構築の参考として活用することができる。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
		ジョブ・カード制度	「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードを、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度。	○	○	○	○	○	○	○	
		キャリアコンサルタント登録制度	キャリアコンサルタントをキャリアコンサルティングを行う専門家として法定化したもの。キャリアコンサルタントは登録制の名称独占資格とし、5年ごとの更新研修等を義務付けている。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	41,842 (登録者数累計)	
		技能検定制度	特定の職種において必要となる技能の習得レベルを評価する国家検定制度。検定の対象となる職種は、2019年7月時点で12分野、130職種である。	○	○	○	○	○	○	32,4073 (合格者数)	
		社内検定認定制度	個々の企業や団体が、自社・自団体の労働者を対象に自主的に行っている社内検定のうち、一定の基準を満たしたものを、厚生労働大臣が認定する制度。	×	×	×	▲	▲	▲	▲	
	優れた技能のための維持制度・継承制度	若年者ものづくり競技大会	技能を習得中の20歳以下の未就業者を対象とし、毎年開催される。2019年の競技職種は15職種。	○	×	×	×	×	×	445 (参加者数)	
		技能五輪全国大会	原則23歳以下の青年技能者を対象とし、毎年開催される。2019年の競技職種は42職種。	○	×	×	○	×	×	1,292 (参加者数)	
		技能五輪国際大会	技能五輪全国大会の金賞者のうち、原則22歳以下の者が世界各国の青年技能者と技能レベルを競う大会であり、隔年で開催される。	○	×	×	○	×	×	1,348 (2019年度参加者数)	
		技能グランプリ	熟練技能者が技能の日本一を競い合う大会であり、毎年開催される。2019年の競技職種は30職種。	×	×	×		△	熟練技能者	533 (参加者数)	
	間接的な支援	若年技能者人材育成支援等事業	建設や製造業等のものづくり分野で優れた技能や経験を有する者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、彼ら・彼女らの技能継承活動を促進するための制度。	×	×	×		△	熟練技能者	1,072 (認定者数)	
		卓越した技能者(現代の名工)表彰制度	卓越した技能者(現代の名工)を表彰する制度。	×	×	×		△	熟練技能者	150 (表彰者数)	
企業等への支援事業	社内訓練を行う企業への支援	グッドキャリア企業アワード	社員の自律的なキャリア形成支援について、他の模範となる取組を行っている企業などを表彰する制度。	×	×	×	▲	▲	▲	▲	
		認定職業訓練	事業主等が社員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める基準に合うものを、都道府県知事が認定するもの。 認定対象となる訓練は、上記学卒者訓練と離職者訓練、在職者訓練で記した「普通職業訓練」と「高度職業訓練」の6つの訓練課程のいずれかに該当するもの。 認定を受けた中小企業事業主等が一定の条件を満たす場合、「認定訓練助成事業費補助金」が支給される。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	208,088 (受講者数)	
		人材開発支援助成金	特定訓練コース 一般訓練コース	自社の雇用保険の被保険者を対象に、訓練を行った企業に対する助成 特定訓練コースは、若年人材育成訓練や、中高年齢者雇用型訓練など7種類からなる	×	×	×	▲	▲	▲	168,855 (件数)
			教育訓練休暇付与コース	雇用保険の被保険者に対し、有給休暇とは別に教育訓練を目的とした有給の休暇を新設した企業を対象に、制度導入に係る経費や休暇期間中の賃金の一部を助成	×	×	×	▲	▲	▲	
			特別育成訓練コース	有期契約労働者に対する訓練への助成制度	×	×	×	×	▲	×	
	訓練プロバイダーハイ	建設労働者認定訓練コース	建設事業主に対する助成 経費助成…認定訓練を行った中小建設事業主 賃金助成…建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主 建設事業主団体等に対する助成 経費助成…認定訓練を行った中小建設事業主団体等	×	×	×	▲	▲	▲		
		建設労働者技能実習コース	建設事業主に対する助成 経費助成、賃金助成…建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主に対して助成 建設事業主団体等に対する助成 経費助成…構成員に雇用されている建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主団体に対して助成	×	×	×	▲	▲	▲		
		障害者職業能力開発コース	障害者に対する職業訓練を実施する事業主等への助成制度	×		▲		×	×	×	
		職業訓練サービスガイドラインと、適合事業所認定	職業訓練サービスを提供する民間教育訓練機関の質の保証と向上を目的としたガイドライン。 平成30年度からは、過去5年以内に同ガイドラインに対応した研修を受講した者が在籍していること等が都道府県からの委託訓練の契約及び、求職者支援訓練の認定の原則となった。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20 (認定事業所数) 488 (ガイドライン研修受講事業所数)	

注: 対象者欄の「○」は、当該個別政策の対象者を意味する。「△」は当該個別政策の対象者に対して、特定の要件を課すものである。「▲」は、当該個別政策によって間接的に支援を受ける者を意味する。

出所: 公共職業訓練政策の体系化と個別政策の内容と対象者の整理については、JLPT資料シリーズNo.220(2019)「OECD Databaseによる公共職業訓練政策の国際比較-公共職業訓練費に注目して-」(執筆: 関家ちさと) pp.39-81を基に関家が行い、厚生労働省の担当者による加筆・修正を加えた。

出所: 「2018年度実績」については、厚生労働省人材開発担当参事官室の担当者が記入した。

2018年度 公共職業訓練事業の対象者・訓練方法別の受講者数(単位:人数)

	学卒者、 若年未就業者	離職者	在職者	障害者	指導員	合計
施設内訓練	16,934	33,230	121,406	2,187	5,493	179,250
委託訓練及び 求職者支援訓練	-	96,530	37,670	3,489	-	137,689
合計	16,934	129,760	159,076	5,676	5,493	316,939

2018年度 公共職業訓練事業の対象者・訓練方法別の内訳(単位:%)

	学卒者、 若年未就業者	離職者	在職者	障害者	指導員	合計
施設内訓練	5.3	10.5	38.3	0.7	1.7	56.6
委託訓練及び 求職者支援訓練	0.0	30.5	11.9	1.1	0.0	43.4
合計	5.3	40.9	50.2	1.8	1.7	100.0

出所:「対象者別にみた公共職業訓練政策の体系と2018年度の実績値」を基に、関家作成。

注:指導員技能向上訓練の受講者数は、すべて施設内訓練に計上している。